

会 員 各 位

山形県医師会長 中目千



新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告及び医療機関の把握について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記について、厚生労働省から各都道府県等衛生主管部（局）あてに別添事務連絡が発出された旨、日本医師会より連絡がありました。

電話等を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに基づく診療の実施状況の報告等については、「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」（令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。）等をもって実施しているところです。

今般、令和2年4月10日付け事務連絡等により認められた電話等を用いた診療に係る診療報酬上の特例は本年7月末をもって終了したこと並びに「保険適用外」の診療においては令和2年4月10日付け事務連絡等に基づき本年8月以降も継続して有効であることを踏まえ、実施状況の報告及び実施医療機関の把握について改めて示されました。

概要及び今後の実施状況の報告については、下記のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましても、本件についてご了知いただき、報告対象となる診療を実施した場合のご報告について、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年4月10日付け事務連絡等に基づき、初診からの電話等を用いた「保険適用外」の診療を実施する場合は、引き続き、毎月の実施状況を報告することとされています。

本年8月以降、当該診療を実施した医療機関（病院は除く。病院は県へ報告）における毎月の実施状況の報告については、以下のとおりです。

(1) 報告対象

初診からの電話や情報通信機器を用いた「保険適用外」の診療  
(「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施するオンライン診療は報告不要)

(2) 報告様式

・令和5年7月31日事務連絡 別添1 (Excel ファイルは、以下URLよりダウンロード可能)  
[https://www.yamagata.med.or.jp/files/denwa\\_chousa/](https://www.yamagata.med.or.jp/files/denwa_chousa/)

(3) 報告期限

各月第2週の月曜日 (休日等の場合は翌平日の午前中) までに前月分をご報告ください。

(4) 報告先

山形県医師会 あて

E-mail : ken-ishi@yamagata.med.or.jp

件名 : 【〇月分】電話等を用いた診療の実施報告について

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告について

令和2年4月10日付け事務連絡等に基づき、初診からの電話等を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告は終了することとされています。今後、診療報酬上の施設基準を届け出た医療機関の一覧の公表を予定されています。

担当 : 山形県医師会事務局 金子 TEL.023-666-5200 FAX.023-647-7757 E-mail : ken-ishi@yamagata.med.or.jp
--

事務連絡  
令和5年7月31日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告及び医療機関の把握について（周知）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和2年8月26日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡。以下「令和2年8月26日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところです。また、令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の一覧を作成・公表することとしていたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療等に係る診療報酬上の特例については令和5年7月31日をもって終了する旨が示されたこと並びに保険適用外の診療においては令和2年4月10日付け事務連絡及び令和2年8月26日付け事務連絡に基づく時限的・特例的な取扱いは引き続き可能であることを踏まえ、今後、電話や情報通信機器を用いた診療に関する実施状況の報告及び実施医療機関の把握については、下記のとおり行うことといたしますので、貴管下の医療機関に周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関においては、引き続き、別添1の様式を用いて所在地の都道府県に報告を行うこと。なお、報告すべき実施状況については、令和2年4月10日付け事務連絡1.（5）を参照すること。

なお、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施するオンライン診療に関しては、上記報告の対象としていないため、この点に留意すること。

各都道府県においては、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、Excel ファイルにより厚生労働省に報告を行うこと。

### 2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告について

各都道府県は、令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告することとしている。

今般、電話や情報通信機器を用いた診療等に係る診療報酬上の特例が令和5年7月31日をもって終了することに伴い、上記医療機関の把握及びその報告を終了することとし、当該医療機関の一覧の公表も終了することとする。

なお、今後は、上記一覧の公表に代えて、厚生労働省のホームページにおいて、情報通信機器を用いた診療に係る診療報酬上の施設基準を届け出た医療機関の一覧を公表することを予定している。

